

令和 8 年度千葉地方最低賃金審議会 第 1 回専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和 8 年 7 月 30 日（木）15 時 10 分～15 時 35 分
- 2 場所 千葉労働局 1 階会議室
- 3 出席者 公益委員 3 名、労働者委員 3 名、使用者委員 3 名（計 9 名）

4 議事要旨

（１）部会長及び部会長代理の選出について

公益委員会議での協議結果に基づき、部会長に村上委員、部会長代理に小野委員を選出した。

（２）専門部会の進め方について

第 1 回専門部会では、労使双方から最低賃金改正に関する基本的な考え方を表明し、第 2 回専門部会以降に具体的な金額審議を行うこととした。

（３）労働者側の基本的見解について

春季生活闘争における賃上げ状況、物価上昇による生活への影響、最低賃金制度の意義等について説明があった。また、リビングウェイジや地域間格差、人材確保・定着の観点から、最低賃金の継続的な引上げが必要であるとの考えが示された。さらに、企業収益や内部留保の状況、価格転嫁に関する施策等にも言及しつつ、労使及び公益委員による十分な議論を通じて結論を得たいとの考えが示された。

（４）使用者側の基本的見解について

最低賃金引上げの必要性について一定の理解を示しつつも、議論に当たっては最低賃金法に定める三要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を十分考慮すべきとの考えが示された。また、県内中小企業における人材不足、物価高、人件費や原材料費の上昇、価格転嫁の進展不足、倒産件数の増加等の厳しい経営環境について説明があった。その上で、生産性向上や価格転嫁環境の整備などの課題を踏まえながら、今後の審議を進めるべきとの考えが示された。

(5) 付帯事項について

専門部会報告書に付する付帯事項については、例年どおり事務局において案を作成し、労使双方の意見を踏まえ協議することとした。

(6) その他

特段の意見はなく、次回以降の専門部会において具体的な金額審議を行うこととして閉会した。

5 決定事項

(1) 部会長に村上委員、部会長代理に小野委員を選出した。

(2) 第 1 回専門部会では労使双方から最低賃金改正に関する基本的見解を聴取し、第 2 回専門部会以降に具体的な金額審議を行うこととした。

(3) 専門部会報告書に付する付帯事項については、事務局が案を作成し、労使双方の意見を踏まえて協議することとした。